議員提出第２号議案

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置の件

　上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び大阪府議会会議規則第１３条の規定により提出します。

令和５年５月１９日

大阪府議会議長　　　　久　谷　眞　敬　様

提　出　者

　　　大阪府議会議員　　　　　坂　上　敏　也　　　　金　城　克　典

　　　　　　　　　　　　　　　角　谷　庄　一　　　　徳　村　さとる

　　　　　　　　　　　　　　　河　崎　大　樹　　　　西　林　克　敏

　　　　　　　　　　　　　　　肥　後　洋一朗　　　　しかた　松　男

議員提出第２号議案

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置の件

　基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会を下記の要綱に基づき設置する。

記

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置要綱

１　名　　称

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会とする。

２　設置の根拠

地方自治法第１０９条及び大阪府議会委員会条例第５条による。

３　目　　的

急激な人口減少と高齢化が進む中、将来の基礎自治体のあり方（府内市町村の基礎自治体の機能強化）について、幅広く調査検討を行う。

４　定　　数

委員定数は、１０人とする。

５　調査期限

３に掲げる調査が終了するまで。

提　案　理　由

急激な人口減少と高齢化が進み、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、将来の基礎自治体のあり方や機能強化について、幅広く調査検討を行い、府内市町村間における合併を含めた効果的な方策等の推進を加速させるため、特別委員会を設置するものである。